

事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 23 年 4 月 6 日

担当部・課：地球環境部水資源第二課

<p>1. 案件名：タンザニア国 村落給水事業実施・運営維持管理能力強化プロジェクト（フェーズ 2） （Rural Water Supply and Sanitation Capacity Development（RUWASA-CAD）Project Phase 2）</p>
<p>2. 協力概要</p> <p>（1） プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述</p> <p>タンザニア国（以下「タンザニア」）においては、村落部における給水施設の建設および維持管理は県が行うこととなっており、州および流域管理事務所がこれを支援することとなっている。本プロジェクトでは、水省コミュニティ給水局が、これらの実施機関に対して給水施設の建設および維持管理を行うための能力強化支援を全国で行う体制を整備することにより、村落部の給水状況の改善に資することを目的とする。</p> <p>（2） 協力期間</p> <p>2011 年 7 月～2014 年 6 月（3 年間）（予定）</p> <p>（3） 協力総額（日本側）</p> <p>約 3.4 億円</p> <p>（4） 協力相手先機関</p> <p>水省（MoW）コミュニティ給水局</p> <p>（5） 裨益対象者及び規模<sup>1</sup>、等</p> <p>コミュニティ給水局の担当職員（約 40 人）、全国の州の村落給水関係職員（約 150 人）、全国の県の村落給水関係職員（約 900 人）、全国の流域管理事務所職員（約 650 人）</p>
<p>3. 協力の必要性・位置付け</p> <p>（1） 現状及び問題点</p> <p>タンザニアは、94 万 5 千 k m<sup>2</sup>の国土に約 4,160 万人の人口を擁するが、その約 82.5%にあたる約 3,430 万人が村落部に居住している。しかし、村落部における安全な水へのアクセスは 58.7%に限られており、約 1,420 万人が汚染の恐れのある水源を使用している<sup>2</sup>。</p> <p>この状況に対し、タンザニア政府は、第 2 次貧困削減戦略（2005～2010 年）およびミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けて、給水施設整備を喫緊の課題と位置づけ、開発パートナーとの連携のもと 2007 年 2 月に水セクター開発プログラム（以下「WSDP」：Water Sector Development Programme）を立ち上げた。WSDP における 4 つのコンポーネント（「水資源管理」、「都市給水・下水」、「村落給水・衛生」、「組織強化・能力開発」）の 1 つである「村落給水・衛生」では、2025 年までに村落部で 90% の給水率を達成することを目標としている。そのため、村落給水・衛生サブプログラム（以下「RWSSP」：Rural Water Supply and Sanitation Programme）を定め、これに沿って全国の村落給水施設の整備を進めている。</p> <p>従来、タンザニアでは、村落給水事業の実施や運営維持管理は、中央政府主導で行われてきた。しかし、政府により地方分権化政策が進められ、県が WSDP/RWSSP の主たる実施機関となったため、</p>

<sup>1</sup> コミュニティ給水局から提供されたデータ（2010 年 12 月現在）による。

<sup>2</sup> コミュニティ給水局から提供されたデータ（2010 年 12 月現在）による。

新たに権限を委譲された県職員の村落給水事業の実施および給水施設の運営維持管理能力の強化が必要となった。ところが、WSDPにおいて、県や州の職員の能力強化は水省が調整して行うことと定められているにも拘らず、同能力強化に必要な体制、研修内容、教材等が定まっていなかったことから、RWSSPの実施に支障をきたすこととなった。そこで、タンザニア政府は、日本国政府に対して技術協力プロジェクト「村落給水事業実施・運営維持管理能力強化計画（通称RUWASA-CAD、以下「フェーズ1」）の実施を要請した。

この要請に基づき、フェーズ1は2007年9月から2010年8月までの3年間、コミュニティ給水局およびパイロット4州（コースト州、ダルエスサラーム州、リンディ州およびムトワラ州）を対象として実施された。その結果、対象4州の県、州および流域管理事務所に対するパイロット的な研修を通じて、研修に必要な各種教材および、RWSSPの進行状況と対応した研修実施スケジュールや各段階で実施される研修への参加者等が、研修パッケージという形でまとめられた（以下「RUWASA-CAD研修パッケージ」）。

一方で全国的に見ると、RWSSPは2007年に開始されたものの、RWSSPで定められているプロセスに従って事業を実施していく県、州および流域管理事務所の能力不足から、進捗状況は思わしくなく、給水状況は想定よりも改善されていない。そのため2009年に、WSDPの「組織強化・能力開発」コンポーネントの下で、全国のRWSSP実施機関（県、州、流域管理事務所等）はそれぞれ自らの機関の研修計画を策定し、その計画に従って能力強化を行っていくことが決定された。これに従って、全国の実施機関は自らの機関の研修計画を策定したが、研修計画を作成した機関は、自らの機関に不足している能力を把握しておらず、また、能力を強化するためにどのような研修があるのか知らない状態で研修計画を策定したため、その内容は実効性を欠くものとなっている。

このような状況の中で、全国のRWSSP実施機関の能力強化を行うためには、フェーズ1で作成したRUWASA-CAD研修パッケージを活用しながら、コミュニティ給水局が各実施機関の研修計画策定・実施に対する支援を行うことが必要となっている。また、実施機関の能力強化が実際にコミュニティレベルの給水状況の改善に結びつく仕組みの構築も求められている。

## （2） 相手国政府国家政策上の位置付け

タンザニア政府は、開発パートナーとの連携のもと2007年からWSDPを実施している。本プロジェクトは、WSDPの4つのコンポーネントの内、「村落給水・衛生」のコンポーネントにおけるサブプログラム「村落給水・衛生サブプログラム（RWSSP）」を実施するための能力強化支援を行う体制の強化を行うものである。

## （3） 我が国援助政策との関連およびその位置付け

我が国の「対タンザニア国別援助計画」（2008年6月）では、援助重点分野の一つ「インフラ」において、開発課題として「地方給水・水資源管理」を掲げており、2007年から始まったWSDPと整合を取りつつ、地方政府における給水計画策定支援および給水関連施設の整備、地方人材の育成を通じた給水計画の策定・実施管理能力の強化、流域管理事務所の水資源管理能力の向上を目指すこととしている。本プロジェクトは、RWSSPを実施するための能力強化支援を行う体制を

強化するものであり、同計画に合致している。

#### 4. 協力の枠組み

##### (1) 協力の目標（アウトカム）

###### 1) 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

###### 【プロジェクト目標】

水省コミュニティ給水局によって提供される全国の県給水衛生チーム（DWST）、州給水衛生チーム（RWST）および流域管理事務所（以下 RWSSP 実施機関）を対象とした能力開発支援が強化される。

###### 【指標】

- ①コミュニティ給水局によって提供される能力開発支援にかかる RWSSP 実施機関の満足度
- ②パイロット地域のコミュニティを対象とした DWST の指導件数
- ③パイロット地域の DWST を対象とした RWST の指導件数
- ④パイロット地域の DWST および RWST を対象とした流域管理事務所の指導件数

###### 2) 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

###### 【上位目標】

RWSSP 実施機関の村落給水・衛生事業に関する運営管理能力が強化される。

###### 【指標】

- ①WSDP 予算の配賦を受けた RWSSP 実施機関<sup>3</sup>による事業実施件数
- ②パイロット地域の県における改善された水源を利用できる人口の割合

##### (2) アウトプットと活動

###### 【アウトプット 1】

RUWASA-CAD 研修パッケージが改善され、水省によって採用される。

###### [アウトプット 1 の指標]

- ①RUWASA-CAD 研修パッケージの RWSSP 事業実施マニュアル（PIM）添付資料（Annex）への採用
- ②コミュニティ給水局によって配布された研修モジュールガイド<sup>5</sup>を活用する全国の WSDP 実施機関の割合

###### [活動]

- 1-1 RUWASA-CAD フェーズ 1 対象県での RWSSP の実施状況及び水省および RUWASA-CAD フェーズ 1 で開発された研修パッケージ（RUWASA-CAD 研修パッケージ）の実践状況を調査する。
- 1-2 活動 1-1 の調査結果に基づき RUWASA-CAD 研修パッケージを検証する。
- 1-3 ユーザー・フレンドリーな視点を踏まえて、RUWASA-CAD 研修パッケージを修正する。
- 1-4 RWSSP 実施機関および開発パートナーを対象にして、RWSSP 実施機関の協力・連携体制や

<sup>3</sup> WSDP の予算は、RWSSP 実施機関からの申請を水省および開発パートナーが承認することにより配賦される。

<sup>5</sup> 研修モジュールガイドは、研修パッケージを利用するための手引書であり、同ガイドに基づいて各研修が実施される。

RUWASA-CAD 研修パッケージの修正版を共有するためのワークショップを開催する。

1-5 研修計画の作成・実施にかかる主要なツールとして、RUWASA-CAD 研修パッケージの制度化を奨励する。

#### 【アウトプット 2】

各地域の自然環境および社会経済状況に適応した研修の補完教材が開発される。

[アウトプット 2 の指標]

- ①作成された研修補完教材の数
- ②研修補完教材の内容に関する研修受講者の満足度

[活動]

- 2-1 自然環境、社会経済状況などの観点から、タンザニア本土を地域ごとの特性に応じて分類する。
- 2-2 設定された選定基準に基づいて、RUWASA-CAD フェーズ 1 の地域特性とは異なるパイロット地域を選定する。
- 2-3 各地域の特性に応じた研修カリキュラムおよび補完教材を作成する。
- 2-4 パイロット地域での研修を通じて抽出された情報・データを取りまとめる。
- 2-5 全国展開に向けて、研修カリキュラムおよび補完教材を更新する。

#### 【アウトプット 3】

全国の RWSSP 実施機関に対する水省コミュニティ給水局の研修支援体制が強化される。

[アウトプット 3 の指標]

- ①研修リソース・インベントリを活用する RWSSP 実施機関の割合
- ②研修指導要領の完成
- ③村落給水・衛生関連研修に必要な予算配分及び研修の実施方法に関して、コミュニティ給水局のファシリテーションを受ける全国の RWSSP 実施機関の数

[活動]

- 3-1 研修リソース・インベントリ<sup>6</sup>全国版を作成・改善する。
- 3-2 全国の RWSSP 実施機関によって策定された研修計画を検討し、課題を抽出する。
- 3-3 研修計画の策定・実施に必要な研修指導要領を策定し、必要に応じて修正・更新する。
- 3-4 RWSSP 実施機関による研修計画の実施に必要な予算措置、スケジュールなど含むコミュニティ給水局の年間研修管理計画を作成・改善する。
- 3-5 同管理計画に沿って、全国の RWSSP 実施機関による研修をモニタリング・監督する。
- 3-6 上記手順を取りまとめた研修管理のための業務実施マニュアルを改善する。
- 3-7 RWSSP 関係機関を対象にして、研修指導要領、年間研修管理計画および業務実施マニュアルを共有するためのワークショップを開催する。

#### 【アウトプット 4】

パイロット地域のコミュニティにおける給水状況の改善へ向けた取り組みが強化される。

[アウトプット 4 の指標]

- ①給水施設の料金徴収率が向上したパイロット地域の対象コミュニティの割合

[活動]

<sup>6</sup> 研修を委託することが可能な人材のデータベースのこと。

- 4-1 パイロット地域の RWSSP 実施機関に対する研修計画実施のコンサルテーションを行う。
- 4-2 パイロット地域の RWSSP 実施機関を対象にした研修を実施する。
- 4-3 パイロット地域の対象コミュニティによる給水施設の運営・維持管理にかかる DWST の指導およびモニタリング活動を支援する。
- 4-4 同コミュニティでのモニタリング活動から抽出された経験、結果および教訓を文書化する。
- 4-5 全国の DWST を対象にして、給水施設の運営・維持管理状況および上記モニタリング結果を共有するためのワークショップを開催する。

### (3) 投入（インプット）

#### ① 日本側（総額約 3.4 億円）

[専門家] 総括/村落給水、組織能力開発、水理地質、給水施設維持管理

[研修員受け入れ] 本邦研修、第三国における研修

[供与機材] 活動に必要な資機材（研修用機材等）

[その他] 在外事業強化費（現地コンサルタント備上、研修用経費等）

#### ② タンザニア側

##### ①カウンターパートの人材配置

- ・プロジェクト・ディレクター：水省次官

- ・プロジェクト・マネージャー：水省コミュニティ給水局長

- ・カウンターパート：コミュニティ給水局管理支援部の部長及び職員、パイロット地域の DWST、RWST、流域管理事務所のメンバー/職員など<sup>7</sup>

##### ②プロジェクト実施に必要な執務室および施設設備の提供

##### ③その他

- ・執務室の電気、水道などの運用費

- ・その他必要な経費

### (4) 外部要因（満たされるべき外部条件）

#### 1) アウトプット達成のための外部条件

- ・ 旱魃や洪水などを含む自然災害が、プロジェクト活動に甚大な影響を与えない。
- ・ 本プロジェクトで育成されたコミュニティ給水局の主要な担当職員が、同部署で業務を継続する。

#### 2) 上位目標達成のための外部条件

- ・ 村落給水・衛生事業に必要な予算・人材が、タンザニア政府により配賦・配置される。

#### 3) 上位目標を継続するための外部条件

- ・ 村落給水・衛生事業に関するタンザニア国政府の政策・方針が大幅に変更されない。

## 5. 評価 5 項目による評価結果

以下の視点から評価した結果、協力の実施は適切であると判断される。

### (1) 妥当性

本プロジェクトは、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 本プロジェクトは、WSDP において村落給水・衛生事業を実施する機関の能力強化を目指しており、タンザニア政府の政策に合致している。
- ・ 本プロジェクトは、「対タンザニア国別援助計画」において掲げる「地方給水・水資源管理」の開発課題に貢献するものであり、我が国の援助計画に合致している。

<sup>7</sup> 活動の一部に関与する政策・計画局の局長および同職員、水資源局の局長および同職員、総務人事局の局長および同職員、ならびにコミュニティ給水局の他部の職員を含む。

- パイロット地域は、活動 2-1 において、自然環境、社会経済状況などの観点から分類したそれぞれの地域の中から、特徴的な州を選定することとする。本プロジェクトにおける活動は、水省コミュニティ給水局による研修支援の効果が、コミュニティレベルまで到達するまでの手法を確立することを目的としており、手法の確立という面で、様々な条件を備えた地域を選定することにより、プロジェクト目標の達成への貢献度合いが高まると考えられる。

## (2) 有効性

本プロジェクトは、以下の理由から高い有効性が見込まれる。

- プロジェクト目標の達成に必要な不可欠なアウトプットとして、①「RUWASA-CAD 研修パッケージの改善および公式な研修ツールとしての採用」、②「地域特性に適応した研修補完教材の開発」、③「水省コミュニティ給水局の研修支援体制の確立・改善」および ④「コミュニティにおける給水状況の改善に必要な手法の確立・強化」の 4 つが設定されている。①～③に関しては、水省から地方自治体（県レベル）までの給水人材の育成に必要な仕組み（研修パッケージ、補完教材および支援体制）の整備を目的とした活動になっている。その仕組みに沿って、パイロット地域の対象コミュニティで実用性を検証しつつ、県の給水担当者がコミュニティ・レベルで実際に利用可能な手法を確立する目的で④を設定している。このように、①から③を通じて、給水人材の育成に必要な仕組みを整備し、④においてパイロット地域の対象コミュニティで運営・維持管理までの支援を推進させることによって、給水率の向上に向けた実用的な手法を用いた WSDP 実施機関への能力開発支援が強化される（プロジェクト目標）ようにデザインされている。したがって、アウトプット①から④が達成されることにより、協力期間終了時にプロジェクト目標が達成される見込みは高いと考えられる。

## (3) 効率性

本プロジェクトは、以下の理由から効率的な実施が見込まれる。

- フェーズ 1 で育成・活用された人的・組織的リソース（コミュニティ給水局職員、県の関連職員、州の関連職員および流域管理事務所職員）や研修リソース（既存の研修パッケージ、研修講師を務めたローカル・コンサルタント）などを有効かつ最大限に活用することにより、効率的な投入を行うことが可能である。
- フェーズ 1 で購入された資機材や車両に関しては、フェーズ 2 においても継続して使用することで、投入の効率化が可能となる。

## (4) インパクト

本プロジェクトの実施によるインパクトは、以下のように予測される。

- 本プロジェクトでは、県レベルより下位のコミュニティ・レベルまで介入した活動を通じて、県、州および流域管理事務所（以下「RWSSP 実施機関」）は、現実に即した村落給水・衛生にかかる知識やスキルを習得することができる。協力期間終了後には、現場での経験や教訓を踏まえた RWSSP 実施機関の実用的な運営管理能力の向上が期待できる。また、パイロット地域においては、県は、対象コミュニティによる給水施設の運営・維持管理活動を本プロジェクトにお

いて指導・モニタリングすることになるため、同コミュニティでの給水率や給水施設の稼働率の向上にも寄与すると見込まれる。このように、協力期間終了後も給水施設の運営・維持管理活動が継続的に促進されれば、プロジェクトが終了してから3年後には上位目標の達成が見込まれる。

- フェーズ1では、県レベルまでの活動が中心となっていたが、フェーズ2では、県を通じて、コミュニティ・レベルでの実際の活動に対する支援を行い、そこでの成功・失敗事例や貢献・阻害要因などを抽出し、それらを文書化することによって、将来的な全国展開をより実効性のあるものにする。

#### (5) 自立発展性

本プロジェクトの自立発展性は、以下のとおり期待される。

- 本プロジェクトは、WSDPにおいて村落給水・衛生事業を実施する機関の能力強化を目的としており、WSDPの方向性に合致することから、タンザニア政府および開発パートナーの方針に変更がない限りは協力期間終了後も継続してタンザニア国側からの政策的かつ財政的な支援が得られると見込まれる。
- WSDP再構築計画(2010年10月)において、WSDPの実施に係る予算<sup>8</sup>は、2007/2008～2011/2012年度<sup>9</sup>の5年間で約12.04億米ドルが配賦される計画になっている。これまでに、2007/2008～2009/2010年度で既に約6.27億ドルが支出されており、残りの2年間で約5.77億ドルが配賦される計画である。村落給水・衛生コンポーネントの予算に関しては、2007/2008年～2009/2010年度に1.94億ドル(同期間におけるWSDP全体予算の30.9%)が支出されており、残りの2年間で約1.71億ドル(同29.7%)が配賦されることになっている。このように、WSDPの予算および村落給水・衛生コンポーネントにかかる予算は確保されてきており、今後もその傾向が継続されると見込まれる。
- 協力期間終了後、コミュニティ給水局による能力強化支援の継続性を考慮して、アウトプット3では、研修の計画から実施に至るまでのプロセスを定着化させるための実用的な業務実施マニュアルを作成する。RWSSP実施機関で策定された研修計画に基づいて、その実施に必要な予算措置、スケジュールなどを的確に管理・監督できるように、コミュニティ給水局の年間研修管理計画を作成し、それに沿って、コミュニティ給水局はRWSSP実施機関による研修をモニタリング・監督する。このように、協力期間中から同マニュアルに沿ったモニタリングプロセスを定着させることにより、協力期間終了後も研修管理が円滑かつ継続的に遂行されることが期待できる。

#### 6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

本プロジェクトは、村落給水・衛生事業に関するWSDP実施機関の運営管理能力が強化されることを目指した協力であり、プロジェクト活動による貧困、ジェンダー、環境などへの負の影響は想定されない。

#### 7. 過去の類似案件からの教訓の活用

<sup>8</sup> WSDPの財源に関しては、①タンザニア国政府、②バスケットファンド、③特定財源の3項目に分類される。

<sup>9</sup> 予算年度は、7月1日から始まり、翌年の6月30日までとなっている。

類似案件の有無：有

フェーズ 1 の終了時評価調査における教訓として、政策アドバイザー機能の付加により、プロジェクト活動が円滑に促進されたことが挙げられている。同専門家が WSDP の各種会合へ参加し、情報収集およびプロジェクトの成果の発信を行ったことにより、WSDP/RWSSP の進捗状況に応じたプロジェクト活動の修正や、WSDP を支援する開発パートナーとの調整が可能となった。

本プロジェクトにおいても、水セクターの予算が主に各開発パートナーのファンドに依存するため、フェーズ 1 と同様に政策アドバイザーを投入し、開発パートナー間の円滑な調整を推進させることが重要であると考えられる。また、WSDP の全体を調整する機関としてプログラム調整チーム (PCT) が確立されている<sup>10</sup>。本プロジェクトでは、PCT の構成員である政策・計画局や流域管理事務所を管轄する水資源局などもカウンターパートとして含まれており、政策アドバイザーが中心となってプロジェクトの関係部署との調整を行うことにより、プロジェクトの円滑な実施および業務の効率化が期待できる。

8. 今後の評価計画

2012 年 12 月頃	中間レビュー調査団派遣予定
2013 年 12 月頃	終了時評価調査団派遣予定
2017 年	事後評価調査実施予定

<sup>10</sup> WSDP の実施に係る水省および各開発パートナー間の調整は、PCT を通じて行われることとなっている。PCT は、政策・計画局を筆頭に、総務人事局、コミュニティ給水局、都市給水局、水資源局など 9 名の要員から構成されることとなっている。